

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 二重価格

政府は外国人観光客などの料金を高く設定する「二重価格」を公的な観光施設が導入する際の指針を策定する方針。国立博物館・美術館などで二重価格の導入を検討。

## ◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

3 / 2(月) 友引

3(火) 先負 ひな祭、耳の日、皆既月食

4(水) 仏滅

5(木) 大安 啓蟄、WBC開幕、中国の全人代開幕

6(金) 赤口 冬季パラリンピック開幕(～15日)

7(土) 先勝

8(日) 友引 大相撲春場所初日

## 先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

2/23(月) 天皇誕生日

24(火) 57,321 △495 156.10 ▼0.61

25(水) 58,583 △1262 155.91 △0.19

26(木) 58,753 △170 156.03 ▼0.12

27(金) 58,850 △97 156.08 ▼0.05

## 被扶養者認定における年収の取扱い変更

健康保険の被扶養者認定における年間収入の要件(原則130万円未満)については、認定対象者の過去の収入や現時点の収入などから、今後1年間の収入見込みにより判定していますが、本年4月からは労働契約の内容による年間収入で判定を行う取扱いが適用されます。

## ◆ Q &amp; A

Q. 労働契約内容による年間収入とは?

A. 労働条件通知書等の労働契約内容が確認できる書類に定められた賃金(諸手当や賞与を含む)から見込まれる年間収入をいいます。そのため、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い残業代等は原則、被扶養者認定における年間収入には含みません。

Q. 労働契約内容による年間収入の要件は?

A. 労働契約から見込まれる年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上の場合などは180万円未満、19歳以上23歳未満の場合は150万円未満)であり、かつ、他の収入がない等を満たす場合は原則、被扶養者に該当します。この取扱いは、認定日が令和8年4月1日以降となるものに適用されます。

Q. 今回の取扱いを受ける際の手続きは?

A. 労働条件通知書等の労働契約内容が分かる書類の添付と、認定対象者が「給与収入のみである」旨の申立てを行う必要があります。

Q. 労働契約内容が確認できる書類がない場合は?

A. 従来どおり、勤務先から発行された収入証明書や課税(非課税)証明書等により年間収入を判定します。また、給与以外の収入(年金収入や事業収入等)がある場合も同様です。

■この記事の詳細は、情報BOX201509

## 4月から段階的に実施されるたばこ増税

防衛力強化に係る財源確保のため、たばこ税の増税(加熱式たばこの課税方式の見直し及びたばこ税率の引上げ)が段階的に実施されます

加熱式たばこについては、紙巻たばこの税負担差を解消するために課税方式の見直しを行い、本年4月及び10月の2段階で実施されます。これによって本年4月から加熱式たばこは1箱あたり20～50円の値上げとなる見込みです。

また、製造たばこに課せられる国のたばこ税については1本あたり1.5円(1箱あたり30円)の引上げを令和9年4月から3段階で実施し、令和9年4月、10年4月、11年4月にそれぞれ0.5円ずつ引上げられます。

## ★★★ 3月のチェックポイント ★★★

※令和7年分の所得税・贈与税の申告と納付期限は3月16日(月)、個人事業者の消費税の申告と納付期限は3月31日(火)です。

※毎年3月は「価格交渉促進月間」です。1月に施行された中小受託取引適正化法(旧下請法)や受託中小企業振興法(旧下請振興法)などを確認した上で、価格交渉を行います。

※1日～7日は「春季全国火災予防運動」です。

※NTTドコモが提供する3G通信サービスの「FOMA」及び「iモード」が3月末で終了。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 令和8年4月からの被扶養者の認定における年間収入の取扱い

## ◆概要

被扶養者の認定における年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定していますが、令和8年4月1日以降は、労働契約で定められた賃金（※1）から見込まれる年間収入が130万円未満（※2）であり、かつ、他の収入が見込まれず、

①認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められる場合（※3）

②認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合

には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱います。

※1 労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当および賞与も含まれます。

※2 認定対象者が60歳以上の者である場合、又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満（ただし、障害年金などの給与以外の収入があると、この方法は使えません）、認定対象者（被保険者の配偶者を除く）が19歳以上23歳未満である場合は150万円未満となります。

※3 収入が扶養者（被保険者）の収入の半分以上の場合であっても、扶養者（被保険者）の年間収入を上回らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、扶養者（被保険者）がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となることがあります。

## ◎労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合の手続き

「労働条件通知書」等の労働契約の内容が分かる書類の添付及び当該認定対象者が「給与収入のみである」旨の申立て※を行うことにより確認します。

なお、労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合には、当該内容に基づき被扶養者に係る確認が実施され、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出が必要です。

※「給与収入のみである」旨の申立ては、健康保険被扶養者（異動）届の「扶養に関する申立書」欄に認定対象者本人が記載する方法や、健康保険被扶養者（異動）届の添付書類として認定対象者本人が作成した「給与収入のみである」旨の申立書を添付させる方法等で対応します。

## ◎取り扱いの適用

以上の取扱いは、認定日が令和8年4月1日以降となるものについて適用されます。なお、令和8年4月1日より前に遡って認定する場合は、従来の取扱いにより判定することとなります。

## ◆Q &amp; A

Q. 労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入とは？

A. 労働条件通知書等の労働契約の内容が確認できる書類において規定される時給・労働時間・日数等を用いて算出した年間収入の見込額が130万円未満である場合です。そのため、当該書類上に明確な規定がなく予め金額を見込み難い時間外労働に対する賃金等は年間収入の見込額には含まないこととなります。

Q. 労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったが、扶養認定時点では経常的に時間外労働が発生している場合は？

A. 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったのであれば、扶養認定時点で時間外労働が発生していたとしても、当年度においては一時的な収入変動とみなし、今回の取扱いにより年間収入を判定することとなります。

Q. 当初想定されなかった臨時収入により年間収入が130万円以上となった場合は？

A. 被扶養者の認定の適否に係る確認時において、当初想定されなかった臨時収入により、結果的に年間収入が130万円以上の場合でも、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合は、被扶養者としての取扱いを変更する必要はありません。一方で、当該臨時収入により実際の年間収入が社会通念上妥当である範囲を超えて130万円を大きく上回っており、労働契約内容の賃金を不当に低く記載していたことが判明した場合は、被扶養者に該当しないものとして取扱われます。

Q. 労働契約内容が確認できる書類がない場合は？

A. 労働契約内容が確認できる書類がない場合は、従来どおり、勤務先から発行された収入証明書や課税（非課税）証明書等により年間収入を判定することとなります。

Q. 給与収入以外に他の収入がある場合は？

A. 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合における当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、従前のとおりの取扱いとなります。